地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年 2月 28日

横浜市契約事務受任者 道路局長 田中 洋介

1 契約の概要

横浜市馬車道地下駐車場東出口ガラス屋根復旧工事

- 2 履行(納品)場所 中区本町6丁目51番地先
- 3 契約日 令和7年1月31日
- 4 履行日又は履行期間 令和7年3月31日
- 5 契約概算額

6,000,000円(消費税及び地方消費税相当額含む)

契約の相手方(名称及び所在)横浜市金沢区釜利谷東2-7-15株式会社 大雄代表取締役 竹内 詳詞

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

当該破損個所は、施設利用者用階段及びエレベーターの屋根となっている部分を含み、雨水の浸入量が増加していることから早急に対応を行わないと、エレベーターの電気設備等に影響を与え、異常停止による閉じ込めや故障による長期停止など、駐車場施設の運営に欠かせないバリアフリー導線に重大な支障を生じるほか、煙式感知器等の消防設備及び照明設備にも支障があり、早急に復旧させるため随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿の中から、過去に地下駐車場にて類似の実績があり、早急に対応が可能な業者を選定した。

9 所管課 道路局道路部施設課